BUNNELD SI

横浜市立

城郷小学校

保健室

入学・進学から1か月が経ちました。新学期が始まり新しい役割を任されたり、新しいことにチャレンジしたりしている人も多いのではないでしょうか。何事にも前向きに頑張ることはとても大切ですが、ペース配分を考えて行動しないと、こころと身体のバランスが崩れて、逆に疲れてきてしまいます。自分の時間を大切にすることや気分転換を行いながららき合うことができたらよいですね。

また、先日の小机城址まつりの際にたくさんのお声がけを、ありがとうございました。おてんき 大気にも恵まれ、楽しい時間を過ごすことができ、とても貴重な経験をさせていただいたことに感謝いたします。5月も笑顔いっぱいで頑張りましょう。





5月30日は「5(ご)」「3(み)」「0(ゼロ)」で『ごみゼロの日』です。私たちの生活の中ではたくさんのごみを出しています。環境を守るためにも、普段からごみを減らす工夫ができたらよいですね。ちょっとしたことでも、みんなでやれば大きな効果があるのではないでしょうか。環境について少し*考えてみるキッカケになると嬉しいです。

5月30日は。 ごみ<mark>ゼロ</mark>の日



<u>内科検診</u>

◎13日(月) 3·5年生 個別級

◎24日(月) 1·6年生

耳鼻科検診

◎15日(水) 1·4年生 2·3·5·6年生希望者

三月の予定



尿検査

◎14日(火) 配付

◎15日(水) 回収(朝)

歯科検診

◎16日(木) 2·4年生

~保護者の方へ 大切なお知らせ ~

1. 健康診断結果による「受診のおすすめ」について

視力の結果では、視力がB(0.7~0.9)・C(0.3~0.6)・D(0.2以下)のお子さんにお渡ししました。学校の視力検査は簡易検査ですので、医師の診察と異なることもあります。ご理解ご協力をお願いいたします。医師と相談のうえ、経過観察をしている場合は、受診のおすすめ下部(診断内容)に、その旨を保護者が記入しご提出ください。※Aの場合は1.0以上となっております。

2. めがね購入援助事業について

就学援助が認定された児童のうち、指定眼科医による精密検査の結果、めがねが必要な児童に、めがね 購入に係る代金の援助を行います。学校の視力検査においてCやDの結果だった児童で、就学援助申請中 の保護者へ6月に希望調査を行います。就学援助認定後(夏休み前)にめがね購入援助券をお渡しし、市教 委が指定する眼科医院・眼鏡店での利用が可能となります。

<u>本事業を希望される場合は、眼科受診をお待ちください</u>ますようお願いいたします。 その間、黒板が見えにくいなど、学校生活に不都合のある場合は、学校へご連絡ください。 なお、過去に本事業を受けた方は対象外となります。

3. 学校病治療費援助制度について(横浜市教育委員会より)

要保護または就学援助が認定された児童生徒については、学校病治療費援助制度が適用となる疾病があります。<u>本制度のご利用には学校で発行する治療券が必要です</u>。対象となる<u>保護者の方からの申請に基</u>づき発券いたします。発券については事前に学校へご相談ください。

- (1) 援助の対象疾病(学校保健安全法施行令第8 条により定められています)
 - ① トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性により発症した場合は対象外)
 - ② 白癬、疥癬及び膿痂疹
 - ③ 中耳炎(急性、慢性、滲出性等の性質を問わず対象)
 - ④ ちくのう症(慢性副鼻腔炎)及びアデノイド
 - ⑤ う歯(保険診療の対象となる治療、調剤処方が対象) ※歯周治療等のう歯に関係のない処置については対象外です
 - ⑥ 寄生虫(虫卵保有を含む)

上記以外の疾病に対する援助は行いません。

(2) 実施医療機関

学校病治療費援助制度に御協力いただける医療機関及び調剤薬局 ※必ず治療開始前に学校病治療券が使用できるか御確認ください。

(3) その他

- ① 学校病治療券は金券ですので、万が一使用しなかった場合は必ず学校に御返却ください。
- ② 学校病治療券が使用できるのは、小・中学校に在学中で、かつ生活保護または就学援助の 認定期間内です。
- ③ 小児医療助成制度との併用はできません。小学4年生~中学3年生が小児医療助成制度を利用して受診した際の窓口負担分(上限500円)について、治療券を使用して援助を受けることはできませんのでご留意ください。
- ④ 対象疾病以外の治療には、ご使用いただけません。